

動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会（第13回）

議 事 概 要

1. 日時 令和5年8月21日(月) 15時00分～18時30分
2. 会場 新東京ビル Gルーム（オンライン併用）
3. 出席者

座 長	武内 ゆかり	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
委 員	磯部 哲	慶応義塾大学大学院法務研究科教授
	加隈 良枝	帝京科学大学准教授
	佐藤 衆介	八ヶ岳中央農業実践大学校畜産部長
	渋谷 寛	渋谷総合法律事務所所長、弁護士
	田中 治	クウ動物病院グループ代表獣医師 日本獣医エキゾチック動物学会理事
	戸田 光彦	自然環境研究センター研究主幹
	水越 美奈	日本獣医生命科学大学教授
	三輪 恭嗣	日本エキゾチック動物医療センター院長 日本獣医エキゾチック動物学会会長

事務局	野村 環	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長
	水崎 進介	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長補佐
	吉澤 泰輔	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長補佐
	佐藤 啓一郎	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室専門官
	野田 佳代子	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室専門官

4. 議事概要

座長の進行により、議事（１）、（２）について検討が行われた。

（１）犬猫以外の哺乳類の飼養管理基準に関する検討について

事務局より、

資料1 本日の論点

資料3 今後の検討スケジュール

参考資料2 犬猫以外の哺乳類に関する飼養管理基準案のグルーピング検討

参考資料4 ヒアリング結果及び現地実態調査結果

について説明した。

事務局からの説明後、以下の質問・意見等があった。

- 日本において実際に飼われている動物種の頭数データはあるのか。（委員）
- 第一種動物取扱業者の登録時のデータがあり、多く扱われている種類は把握しているが、販売頭数のデータはない。（事務局）
- 動物種によっては輸入時には頭数記録がある。ペット保険会社ではエキゾチックペットの扱いがあるため、そのデータは一定程度実態に即していると考えられる。（委員）
- 参考資料4において、触れ合いに際して近くにスタッフがいない状態で小学生が触れる懸念の記載があるが、管理不行届による子供から動物への被害か、動物から子供への被害か、具体的にどのような不都合が生じるのか。（委員）
- 確認された事例は、子供から動物への不適切な触れ合いであった。立っている小学生が手から小型げっ歯類を落とした動画があった。また手洗いが徹底されていない観点からは、人への影響も含まれるかもしれない。（事務局）
- 従業員がいない状況下で、小動物を落としたり手荒に扱ったりということはある。大動物では、馬だと噛みつくし、牛は突くこともある。厚生労働省で触れ合い時の衛生管理のガイドラインを出しているが、従業員がいなければ遵守できないので、問題が起こりやすい。（委員）
- 飼育管理基準の項目の中に触れ合いの場合には人を置かなければならないといった項目を入れることができるということでのよいのか。（委員）
- 7つある飼養管理基準の5項目目は、動物の展示または輸送に関する事項であり、触れ合いに関する事項はまさに展示に関する事なので、入れることができる。（事務局）
- グルーピング7つは、数としては妥当。哺乳類学や野外調査の分類において、小型というと、げっ歯類、食虫類、コウモリ。中型はキツネ、タヌキ、アナグマ等、1kg-数kgのものを指すことが多い。このグルーピングにおいて小型と中型の線引きはどうなっているのか。また、中型と大型は分けないのか。（委員）
- 現時点で定量的な基準はないが、資料1の例示は該当する動物をイメージして作成している。中・大型は分けない方向で考えている。（事務局）
- 主に触れ合い施設で取り扱われる動物の中にサーカスは入るのか。（委員）
- サーカスは動物取扱業の展示業に該当する。サーカス動物が中・大型だとすると、触れ合い施設とは言い難いと思うので、基本的にはその他中大型哺乳類に該当する。今回の飼養管理基準が適用される対象はサーカスも含めた全業種の動物取扱業者である。（事務局）
- メインターゲットとして動物園に当てはめる基準を考えるのではなく、動物を流通させる動物取扱業者で起きている問題点にフォーカスを当てている。ただし、動物園や水族館で動物取扱業を営んでいるものに適用しないということではない。動物園や水族館では、アニマルウェルフェアの観点で進んだ取り組みをされているところが多く、基準を満たさないところは多くはないのではないかという想定で検討している。動物

園で基準を満たしていない場合は、指導の対象となると考えている。（事務局）

- 触れ合い施設には中大型以外に、小さな動物もいると思う。（委員）
- 同じブタを別のグループにすると分かりにくいので、小さめのブタも含めて、主に触れ合い施設で取り扱われる中大型哺乳類として整理したい。（事務局）
- ミニブタや20kgを切る様なマイクロブタは流行っていて、飼われていることもある。キツネだとフェネックのような一般的に飼われているものは小さいが、シルバーフォックスのような中型犬と同じようなサイズのキツネもごく稀にいる。全般的なところを小型哺乳類に入れるのか大型に入れるのかの基準が必要。中型犬くらいの大きさのものをどこに入れるかは、数値の要否も含めて検討する必要がある。（委員）
- マイクロブタは中型か小型かというよりも、室内飼育かどうかで基準に差が出るのではないか。マイクロブタとブタを分けるのか、ブタの中に室内・室外で分けるかという分類の選択肢がある。（委員）
- 繁殖をしているマイクロブタの業者は屋外でやっていると思う。マイクロブタだから室内とは言えないかもしれない。（委員）
- あくまで室内飼育の場合とそうでない場合とを書き分けるイメージ。（委員）
- ウサギも海外の基準を参考にすると、ケージの規定等は飼っている場所によって違うので、屋外であれば日よけの規定を作る等、両方入れるといい。サル類という言い方はヒト以外の霊長類を指し類人猿も入るのか。霊長類と表現せずサル類とすることに理由はあるのか。（委員）
- 類人猿を排除する意図はない。海外の文献でもヒト以外の霊長類とあるので、ヒト以外の霊長類とするのが正確だと思う。（事務局）
- 動物愛護法と書かれているところは、基本的に国に基づく法としてよくあるAnimal Welfare Actを動物愛護法と表現しているのか。海外の法律を加味したとして情報を公開すると、資料を皆さんが参照するので、環境省でどう使い分けをするのか。アメリカの法律ではAnimal Welfare Actの下にある Regulationを参照されたと思うが、これは家庭用のペットだけではなく全般的な動物が対象だと思う。実験動物等であっても対象という認識でよいか。（委員）
- 参考資料2において、動物愛護法と動物福祉法を敢えて書き分ける対応はしていない。アメリカの場合は連邦基準が大上段にあって、ペットと家畜動物等を書き分けるものではなかったことを確認している。ペットに限らず動物全般の飼養に関する基準であるということを明記することで誤解を生むことは避けられると考える。（事務局）
- メインターゲットが業者の飼育となると、そこもカバーされている基準であることが明記されていると良い。（委員）
- 奇足動物は奇蹄類のことを指すと思う。奇蹄類には反芻動物は入ってこないの、整合性を確認したほうが良い。（委員）
- マイクロブタについては具体的に基準案を作成する中で、マイクロブタと大き目のブタで飼いが違うということであれば書き分けるし、そう変わらないことが分かれば書き分けない対応もあり得る。基準案を作成する中で検討する。（事務局）
- ここまでで、体重や、飼養場所でも違うのではないかという意見があった。体重でまず分けて、更に詳細のところが必要なものは書きこんでいくという形になるかと思っている。（委員）

- 今の状態で、分類自体はすっきりする。病院に来る動物を見ていると、10kg超えも少ないし、20kg超えはほぼいない。ある程度は体重で基準を決めてしまうのはどうか。色々な飼い方があるのでどこで飼うかで書き分けるのは難しいが、分類としては目安として20kgとするのがイメージしやすい。（委員）
- 同じ種であっても体重は変化していくので、その種はどちらの分類をあてがうのかの議論にもなる。同じ種であっても、小さい時は小型の基準が適用されるとなると運用する側は困る。事務局で引き取り、基準にどこまで書くか検討する。ガイドラインには、その他小型哺乳類の主な種、その他中大型哺乳類の主な種等を例示し、種毎に参照すべき基準がどれかを示すのが分かりやすい。（事務局）
- 例えばカワウソならメインは小型の方です、ブタならメインは中大型の方ですというのは何らかの形で例示すればそちらで対応するのでも構わない。一番大きな分類で中型はどのくらいのイメージなのかを明示したほうが分かりやすい。（委員）
- 一般的な触れ合い施設の動物も含め、20kgくらいがある程度の目安になる。カワウソくらいまでが小型で、牛やブタがそれ以上の中大型になるというようなイメージ。例外があるのはブタなど数種類に限られる。（委員）
- グルーピングは成体が対象なので、小さいうちは何キロだから、というカテゴリ分けにはならないだろう。（委員）

事務局より、

資料1 本日の論点

資料2 基準を具体化するか否かを検討する項目案

参考資料3 犬猫以外の哺乳類に関する飼養管理基準項目案及び現行飼養管理基準の整理表

について、以下のとおり説明した。

- 資料1の裏面は、現行の飼養管理基準に記載された全体規定、犬猫の記載と並行する形でハムスターとウサギの項目案全体を作成し、げっ歯類、その他小型哺乳類、非ヒト霊長類、主に触れ合い施設で扱われる中大型哺乳類、その他中大型哺乳グループについては一部を暫定的に作成した。各グループに関する残りの記載案は事務局にて追記予定。どのような項目を具体化すべきか意見をいただきたい。
- 参考資料3は、左側に動物全般に適用されている基準、犬猫は現行の飼養管理基準が記載されている。右側に新しい飼養管理基準の項目案を整理している。現行の定性的な全体規程を具体化できる根拠があれば、「論点について具体化するか」という記載をしている。動物取扱業者の不適正な飼養管理が指摘されている項目は具体化によってできるだけ対応を試みた。しかし、一部項目は文献が無いため具体化できない部分があり、そこは「具体化しないでよいか」という記載にしている。
- 資料2は、検討過程を経てハムスターとウサギについてどのような基準項目案を具体化するのか整理した。ハムスターとウサギ以外の各グループは、哺乳類に広く適用される事項、各グループの特徴を踏まえて設定すべき事項の両方を想定し作成している途中だが、その一部を例示した。各論点について具体化するか否かご意見を頂戴したい。

事務局からの説明後、以下の質問・意見等があった。

- 展示で一時的なものなのか恒久的なものなのかによって考え方が変わると思う。（委員）

- 短期・長期での書き分けは具体的に検討できていないが、定性的な基準をどう具体化するかという議論になるため、項目によっては一時的な場合への規定は今後要検討と考えている。（事務局）
- 参考資料3の一番左が現行の基準として既にある、それだけで事足りるのであればそれ以上のことはしないし、犬猫のようにさらに細かく規定する必要があるものに関しては、犬猫とは違う形にはなるが記載していくという形をとる事になると思う。イメージとしては、比較的長期での飼育を想定しているのだろうか。（委員）
- 参考までに、犬猫に関しての分離型ケージ基準に関しては、基本的にいつでも守られる基準として設定しており、ペットショップの店頭にいる時間に分離可能ケージサイズを守らなくてもいいというわけではない。これから作成する基準についてもそういったことを踏まえて検討していく必要があると考えている。（事務局）
- 畜産は国際的なルール・規約があり、日本でも先月農林水産省が国際基準に近づける飼養管理の指針を発表した。EUでは最低数値が作られていて、各国がそれより広い等のレベルの高いものを提示している。そういった状況を見ると、数値目標まで作っていくことが国際水準のアニマルウェルフェアになるのではないかなと思う。（委員）
- ①は管理時間の長さを考えなければならない。②は、特にハムスターは回し車で運動ができることもあるので、具体化するのが難しいと思う。③は、完全に決めてしまうと今以上にいいものが出てきた時にどうすべきかというがあるので、推奨に止めて、明らかに不適合なものを提示するのがいいかなと思う。④は、新しいアイテムの開発もあるかもしれないので、推奨に止めるくらいに思っている。（委員）
- 難しいのではないかなという部分や是非定めた方がいいという部分のご意見について出させていただきたい。皆さんの合意が取れば次回までに事務局が実際の数値等を考えてくるイメージである。（委員）
- 全部について○×が付けられれば良いが、項目も多いし、その中で、ここだけは言っておきたいといったご意見は頂戴しておきたい。（事務局）
- あくまで個人的な意見だが、①は例外を含むのであれば○。②は△、一般的なエビデンスがあるのかは疑問に思っている。③は推奨に止めるべきと感じている。明らかに不適合なものは提示したほうが良い。④は推奨に止めるべきかを感じている。⑤の清掃についての具体化は何かエビデンスがあるのか。（委員）
- 文献調査に書いてあるというよりも、課題が指摘されている事例として糞尿にまみれたケージがあるという指摘を踏まえて、何かしらの具体化が必要ではないかと思っている。回数に関しては既に定められていて、ケージ等の清掃を1日1回以上行う、と全動物種について既に規定されている。（事務局）
- ⑤に関しては、全体規程で一日一回の掃除が書かれているのであれば特別それ以上、ハムスターとウサギに関して決める必要性は感じていないか。（委員）
- それ以上具体化する必要はないと思う。（委員）
- 事務局の調べによると、糞まみれだったという事実があるので、もう少し厳しく規定しなくてはいけないのかと考えたようである。（委員）
- 最低の基準を満たしていないということではないだろうか。一日一回しっかりしていればそこまでなることは無い気がする。（委員）
- 同意見。やっているかどうかをどうやって担保するかの話だろう。（委員）
- 一日一回の掃除をされていれば糞尿まみれになることは無いので一日一回の掃除をどう

担保するかを確認できる基準として具体化することも考えられる。例えば、清掃の記録を付ける等がある。（事務局）

- 犬猫レベルではそういったことは規定されていないところ、ハムスター、ウサギについて書くのかということもある。（委員）
- 第2条に一日一回以上巡回を行い、保守点検を行うことが既に規定されている。この全体規定に書かれている事項を守っていないことによる罰則の適用は無いということか。今書かれている現行の省令を守ってなくても指導監督されないのか。（委員）
- 現行の全動物種に適用される基準の中には、清掃消毒等の実施状況について記録した台帳を調整し5年間保管することという基準が既にある。この基準を遵守しないと勧告や命令の対象になる。（事務局）
- 分かりやすいのは、個体の密飼いが問題になっているので、そこを踏まえて適切な密度で飼うというのがまず1つになるかと思う。種によって集団が良い動物と単独が良い動物を分けなければダメという形に持っていければよい。（委員）
- ①で言うと、ハムスターの場合だと群で飼っても良いか単独かは種類によって違うので付け加える部分だと思う。ウサギは触れ合いでも使うが、移動動物園の場合等は外で飼育されるので、日よけなどの必要設備が変わってくる。特に触れ合いに使う動物や屋外で飼育することがある動物は、屋内と屋外の設備を分けて書ければよい。（委員）
- ④の、ケージ等に動物の生態に応じて砂場、水浴び等の設備を備えなくてはいけないというところに加えて更に書き加えるべきことがあるか。（委員）
- ハムスターとウサギに限って言えばここに書かれている全体規程でカバーできているので個別に追加する必要はないと思う。清掃に関してもハムスターとウサギであれば1日1回の清掃で糞まみれになることは通常無い。①に関しては普通の行動ができるという部分ではほぼカバーでき、ハムスターとウサギで特別何か必要ということではない。運動スペースは、元々普段いるケージが小さければウサギであればある程度運動スペースがあった方がいいが、そこを共有すると他の個体の匂いでストレスになることもあるため、若干犬猫と違うとは思いますが、全体的にカバーできていると思う。（委員）
- 密飼いが問題としたときに、犬猫はケージの大きさを規定しているが、そのレベルで記載をした方がいいのか。（委員）
- ある程度の規定は必要。狭いところに沢山入っていると争いは起きにくいですが、中途半端な広さがあると暴れる個体が出るので基本は個別にすべき。複数頭になる場合は闘争しないこと、十分に餌を食べられること等の注記をすることも考えられる。床面積や高さは、十分な広さが取ればシェルターを設ける等があるが、そこを制限するのであれば、複数頭となると別に記載が必要だと思う。運動スペースと床面積は、個別の飼育環境で運動スペースが確保できていれば設けなくても良いし、設けたとしても複数頭で飼う場合は縄張りを持ってしまう。また、被捕食動物では運動スペースに移動させられることがストレスになってしまうことを考慮したほうがよい。（委員）
- ①である程度注意書きができていれば、②はある程度のスペースがあれば十分と思われるか。（委員）
- そう思う。ストレスを解消できる回し車の設置等でフォローすればよい。（委員）
- 素材や床材は、傷害を受ける心配の少ない金網もある。何が良いと言われるとその答えは出せない。衛生面を考えればプラスチックよりも金網の方が管理しやすく、金網を使うなら足を休められる場所を作る等の記載があれば、明確にこの素材はダメという基準を作るのは難しい。ウサギも金網で飼育している所は多い中で、金網だけというのはやめた方

が良いが、ある程度足を休めるところを確保すること、といった記載が考えられる。そうしないと管理しようとしてもそのまま垂れ流ししてしまう動物には広いスペースが必要になったり、1日1回の清掃では足りなくなるかもしれない。金網は可能だが、綺麗に管理していて休む場所があれば比較的健康状態を維持できる。（委員）

- ④に関しては、全体規程に書かれていることで十分で、必要があれば、という形でよい。水浴びが必要な動物はさせる必要があるし、生活習慣の一環として砂浴びする種には砂浴びが必要。ウサギは無くても良い。ハムスターはあっても良いが、絶対必要というわけではない。チンチラは砂浴びをすることで通常の生態を維持するので、なくてはいけない。ハムスターは規定する必要はない。ウサギはかじり木ではなく咀嚼することで歯を削っているため食べ物があればかじり木は必要ない。（委員）
- ウサギは、隠れる場はあった方が良くと思う。（委員）
- 不特定多数の人の目に触れると考えれば、ウサギに隠れる場所の規定はあって悪いことは無い。ただ、更に広いスペースが必要になる。展示・その他でいうと、その飼育環境に慣れるので、隠れる場所が無くて見られ続ける事でストレスを感じるかということもそうということでもない。例えば、猫とウサギと一緒に飼育してはいけないという話があるが、慣れていけば問題はないこともある。（委員）
- 清掃については、ウサギとハムスターは1日1回で十分。ハムスターは子育て中に1日1回にしてしまうと、子殺しや育児放棄の原因にもなるので、規定するかどうかは難しい。極端な話、トイレを決めてしているハムスターは毎日全体を清掃する必要が無い。ケージを清掃する、環境が毎日変わることでのストレスになるので回数規定は難しい。ウサギは子育てしている状態だとあまり触らないでという指導はする。慣れていけば触ってもいいが普通はハムスターは触らないでと指導する。（委員）
- 敢えてこれ以上の具体化は必要ないということによいか。（委員）
- 大丈夫。（委員）
- まとめて、①は具体化が必要で、②は具体化が必要かもしれない。③は必要に応じて、休める場所をつくるという書き方をしないといけない。（委員）
- 全体規定でカバーしてもよい。例えば針金が壊れていたり錆びている状態は動物の体を傷つける可能性があるのを避けたいが、その辺もカバーできていると思う。（委員）
- 理想的な内容にするのか、最低限の規制にするのかということだと思う。現状を急にを変えるにはリスクもある。一時的な場合はその限りではないという書き方をした場合は、自治体が一時的な場合に該当するのか判断する必要があるため、動物の適正な管理が行われているかを判断するのは難しくなる。また、海外の基準を見ていると金網をやめる方向に向かっているところもあるので、どちらに合わせるかは要検討。例えば、ハムスターやウサギは掘る事が出来なくても良いのであれば金網でも良いだろうということになるので、規定するレベルとの整合性は必要。衛生面とか疾病予防の観点ではこちらが良いという観点もある。全体を規定していく中で、落としどころを見出していけると良い。（委員）
- 犬猫の時は、理想は別途ガイドラインの形でお見せし、こちらの省令は最低限守っていただく基準という前提で決めていった。犬猫以外の哺乳類も同じ形にするのか否か。（委員）
- 犬猫について、細かい部分は基準の解説を作ったという話をした。犬猫以外の哺乳類も省令で基準を作ったら、その解釈と指針をまとめないと現場で使えないので、作ることを予定している。基準はあくまで守っていただかないといけない内容であって、守らないと勧告や命令などの処分の対象になる。今回も動物のためにこういう飼育管理をした方がより良いという内容は指針に盛り込んでいくことを考えている。（事務局）

- ヨーロッパアナウサギが今のペットで飼われている主なウサギなので、掘るのが本来の習性である。しかし、ペットとして飼うのであれば難しい。逆に土を使う事での感染症リスク等の問題も出てくる。金網だと穴を掘れないからダメということではない。現在ペット用として売られているケージがウサギにとって十分な広さのものかという点、十分な広さのものはほとんど無いため、運動させることで対応している状態。基準にするときに、動物を第一に考えると飼わない方がいいが、飼われているウサギの方が野生よりも寿命は圧倒的に長い。これを踏まえると、やはり全体規定のところで落ち着くのかなと思う。（委員）
- サイズは決める。全面が金網のケージで生涯飼われるのは厳しいだろうか。（委員）
- 生涯そこしか生活スペースが無いのだとしたらシェルターは必要だろう。（委員）
- まずはこのイメージで作っていただき、皆さんに意見をお伺いしながら進めていきたい。員数規定は、犬猫は何頭につき何人という決め方をしたが、必要があるか。（委員）
- 清掃ができていないかを保証するための対策の1つとして人数が出てくる。動物の種類にもよるが、動物の大きさに合った員数は、決めることができると思う。（委員）
- 正直難しいが、最低ラインは作れるかもしれない。展示と触れ合いでは何頭につき何人配置といった規定は必要だろう。触れ合いスタッフは動物好きが多いので客が不適切なふれあいをすれば注意をするだろう。落下事故は注意するスタッフの不在時に起きる。触れ合いの場で員数規定はできるが、ショップで何を基準に何人というのは決められない。（委員）
- 三輪先生と基本的に同意見。例えば繁殖するブリーダーを想定すると、どのような施設にしているかによって清掃の管理のしやすさとか時間が変わってくると思う。ハムスターやウサギに関しては員数を規定するのは現実的ではない。夜行性についてはどういったことの具体化を想定しているのか。（委員）
- 夜行性に関する飼育環境の具体化の意図としては、夜行性の生き物が昼間に眠れない環境に置かれていることや、明るさがコントロールされていない事例を聞いているので、明るさや夜行性ならではの配慮について具体化するかという論点である。（事務局）
- 展示動物として使われていればやむを得ない部分でもあるかもしれない。温度についてはどうか。（委員）
- 過度に暑すぎる・寒すぎるようであれば良いと思う。夜行性に関しては、本来であれば昼間は寝ているのでそっとしておいた方が良いが、ハムスターに関しては普通に飼っていれば昼間に寝るので慣れる。光環境も、ハムスターやウサギに関してはずっと明るすぎる、真っ暗すぎるというわけでなければ犬猫と同じように考えればいい。（委員）
- ⑩の健康診断については具体化できないと感じる。犬猫以外の動物を診療する医院は都会にはたくさんあるが、地方に行くとそういった施設が少ないので、絶対とするのは難しい。（委員）
- 逆に健康診断に連れていくことで、ストレスがかかって食べなくなってしまう事例もある。犬猫みたいに獣医側のレベルが保証されていない状態でやるのはかえって疲労・悪化させてしまう可能性もある。若齢の動物であれば日々体重を計り、継続して落ちる、食欲がなくなる、下痢がある等の場合は病院の受診が必要だが、全ての動物の健康診断を必須にする前に、まず獣医側の医療レベルをある程度統一するのが先だと思う。（委員）
- 繁殖に供するウサギについて、繁殖できるかどうかの判断については特に必要ないか。（委員）

- 基本的には必要ない。ハムスターやウサギに関しては比較的安産で、放っておけばどんどん増える。繁殖可否の判断について、誰がどう行いかの明確な基準がないし、獣医師側に求められても答えられる獣医師は限られる。（委員）
- 獣医師の診断を受けるのが難しいのは分かる。繁殖に供した場合の損耗を記録させておくというような規定はできないか。（委員）
- 繁殖時の損耗等の記録は、獣医学的にはすごくいい。繁殖に関して言えば、トレポネーマやエンセファリトゾーンが出る等があるが、その診断基準は臨床的にいうとかなりあやふや。家畜や犬猫の様に客観的な評価が無い。下痢しているとか食べないとか痩せていつているという明らかな疾病状態であれば健康診断は盛り込む必要があるが、獣医師側がそれに応えられる状態ではないので、基準を作るのは難しい。（委員）
- 私が知る限りではウサギ用のワクチンは日本では販売されていない。（委員）
- 鶏のワクチンやウサギのワクチンは海外にはあるが、日本にはないと、日本で今必要かどうかとも明確には言えない。獣医側も追いついていない。（委員）
- 展示の時間帯については、現状が把握できていない。時間帯を具体化することは可能なのだろうが、展示を行わない時間を設ける頻度というのもよく分からない。（委員）
- 犬猫については6時間を超える時に、休憩を入れましようとなっている。ハムスターやウサギについてこうした基準が要するという事にならないと定めにくいと思う。（事務局）
- ウサギやハムスターについてはペットとして飼われている親から繁殖されたものがほとんどで、販売されている子に関しては大きなストレスということにはならないと思う。ある程度のスペースやシェルターがあれば逆に移動させない方がストレスにならないのでは。触れ合い施設やイベント展示のような、常に人が触れるような場合は休憩時間が必要。その2つで分けて考えても良いかも知れない。（委員）
- 猫カフェの規定の場合、自ら逃げられる場合にはOKにしているので、それで良いと思う。自ら隠れに行けない場合には休憩時間を設けるということで良いのでは。（委員）
- 現行規定では長時間連続して犬猫の展示を行う場合は当該犬猫が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するとし、困難な場合は6時間を超えるごとに休憩を設けると書かれている。（事務局）
- 海外でも、ある程度動物が逃げられるところがあって、人はそこには入れないようになっているので、そうしたスペースが確保されていれば良いのかなと思う。逃げ場がなく、触られる状態が続くのは、場合によっては1時間でも長すぎるくらい。（委員）
- 輸送時の逸走防止措置は、犬猫では無いが敢えて作るか。親規定だとかなり細かい規定となっている。輸送後2日間その状態を目視によって観察するというのが親規定に加えて書かれているが、ハムスターやウサギについても同じレベルで求めるか。（委員）
- 目視の観察となっている。一般的な健康チェックとしても目視するのが当然だと思うので、健康チェックとして実施していただいたら良いのではないかと。（委員）
- 移動で起こる病気としては感染がほとんどなので、経過観察は2日間ではなく普通であればもっと長い。2日間は何をしてはいけないのか。（委員）
- 週末展示会で販売するとなれば、その販売開始の2日前に移動を終えて、2日間健康状態を見てからでないと、販売のための展示、あるいは販売してはいけない。（事務局）
- ハムスター、ウサギでも考え方は犬猫とは変わらない。やらないよりはやった方がいい。ハムスターだから、ウサギだから犬猫と違うわけではない。（委員）

- 目視期間については検討するとして、記載すること自体に問題はないだろう。輸送時の給餌給水の具体化は、親規定のレベルで良いかと思う。生涯出産回数や繁殖年齢の具体化はどうか。親規定には「みだりに繁殖させ母体に負担がかからないようにする」旨は書いている。（委員）
- 犬猫だけではなく繁殖した場合はすべての動物種について台帳を作らないといけない。個体ごとの管理を前提に、犬や猫のように年齢や回数をウサギやハムスターにも設けるべきか。（事務局）
- ウサギは繁殖能力が高いため、非意図的な繁殖防止の意味では「雄と雌を別にする」等はあっても良いかもしれない。（委員）
- ウサギの繁殖率でいうとハムスターやその他の小型げっ歯類と変わらないので、現行の規定でカバーできるのではないか。（委員）
- 健康および安全が損なわれる状態の具体化についてはどうか。犬猫であると糞尿の付着や爪が以上に伸びた状態等が書いている。書き方は犬猫とは異なると思うがどうか。（委員）
- 基本犬猫に書かれているところは動物全般に書かれて良いと思う。（委員）
- 複数単独飼養については、単独飼養をしてもよいのか悪いのか、他の種と同居させることが良いか悪いかを記載するイメージである。（事務局）
- 他の動物との飼養も含まれているのであれば、ウサギと猫が一緒にいても大丈夫な場合もある。具体化する方向にしても、例外を認めるのなら良いと思う。（委員）
- 原則として禁止する。なお、特別な事情がある場合は～と書いておき、特別な事情をガイドラインで具体化する選択肢もある。同一のケージ内を想定しており、同じペットショップの中で別のケージに入っている場合の議論は想定していない。（事務局）
- 例外が多すぎる。例えばアナウサギならある程度グループで生活するので、複数単独飼養についてどちらかにするのは難しく、絶対にこうしなければならないというエビデンスは無い。（委員）
- 親規定で、喧嘩しないように、というレベルで良いと思う。（委員）
- 畜産の方で、ネコとウサギは感染症の観点から一緒に飼うなど言われているが、例外が認められるのか。（委員）
- 代表的な感染症として、ボルデテラがあり、モルモットやウサギで感染してしまうと場合によっては種を超えて感染する実績もあるが、例外的であり絶対ダメというわけではない。ウサギとモルモットは別に飼う事が推奨される。どれくらいの発生頻度かと言われると、自分の経験上では見ていない。どこまで心配するかである。ウサギとネコの生活に関しても、普通はダメだが一緒に生活しているところは多い。（委員）
- 捕食・被捕食動物の展示制限の具体化は、ウサギとフェレットは隣同士にはしない方がいいが、ハムスターはフェレットが隣にいてもあまり気にしないところはある。ストレスにならない程度、というのが親規定にあればよい。（委員）
- ストレスを与えてはならない旨は現行規定に明記はされていない。（事務局）
- 数値基準という具体化までではないが、ストレスのあるような配置は避けること、といったことを書くのは手かもしれない。（委員）
- ウサギもハムスターもげっ歯類も、被捕食動物なので、被捕食動物の場合はそうしたストレスを避けること、といった記載が良いのではないか。（委員）

- 社会化に関する具体化は難しいと思う。社会化をした状態で飼育できればいいが、社会化にあたって闘争し、弱いものは殺される。サルもしくはフクロモモンガ等、本来は集団で生きているため単独飼養では自傷行為をしてしまうような動物は社会化が必要だが、ウサギやハムスターについては考えなくて良い。社会化させようとするとう闘争が起きる。（委員）
- エサの種類は大枠で規定されていると思う。犬猫みたいにこのフードを与えていれば大丈夫というのは出てきていない。時代によって変わっていく可能性があるので、大枠の規定でカバーしておく方が間違いない。（委員）
- 給水の時間は触れ合い・展示で継続的に水を与えられない場合を想定しているか。（委員）
- 常時与えなくてはならないが、傷病動物の飼養保管もしくは動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合はこの限りではないと敢えていれているので、そうしたことを書きこむかどうか。（委員）
- 犬猫と別にする理由があるのかどうかだと思う。犬猫では必要だがハムスターウサギは必要ではないと言えるのであれば入れないという方が筋が通る気がする。（委員）
- 給水の時間に関して本当であれば自由にできるのが良いので、具体化することに問題があるとは思わない。規定が無ければ具体化したほうがいいのかと思う。（委員）
- 給水や給餌を止めなければならない事情がある場合を想定しているが、清潔な水を常時確保することと書いているのでいつでも飲める状態にしておくという言う事だが、ウサギやハムスターについて、より細かいケアが必要であれば規定に書きたい。（事務局）
- 入院の時に敢えてあげないことを考えて作ったのであればウサギとハムスターも同様だと思った。（委員）
- 入院のことを考えれば、犬猫と同じで良いと思う。（委員）
- 運動スペースに置く時間は、ハムスターでは時間を決められることによってストレスを逆に与えてしまうこともある。運動させようとしても寝ている時もある。（委員）
- 人との触れ合いの必要性の具体化もストレスになりそうな感じもする。（委員）
- 犬猫は散歩、遊具を用いた活動等を用いて犬または猫との触れ合いを毎日行うこと～としており、しっかり遊んであげることが必要だと書いてある。（委員）
- ハムスターは、触れ合いであれば必要だと思うが、嫌だったら噛む。そういう性格の子は使えなくなっていく。飼い主は、繁殖を目的とする場合等もある。繁殖目的で飼われたハムスターは触れ合いたいとは思わないだろう。具体的に一日一回触りましょう等とするのは動物にとってストレスになると思う。ウサギは可愛がられるのに慣れている子は飼い主と触れ合いたい子もいるので、目的別にケースバイケース。決めてしまうとストレスになる。触られすぎると繁殖できない等もある。（委員）
- ハムスターは触れ合いを求めているとは思えない。ウサギも人の愛情を要求するような子もいるが、そうではない場合があるので、犬猫とは違って被捕食動物であることを考えると不用意な接触はストレスになるため具体化しない方が良いと思う。（委員）
- 夜間営業時の必要措置の具体化についてウサギだけ書いているのは、ハムスターは夜行性なので、夜行性の種について夜間販売を規制するのは理不尽という意味。（事務局）
- 昼夜問わずシェルターがあれば眠い時に寝る。ハムスターの場合はシェルターがなくても昼に寝る。ウサギの場合は慣れる。シェルターがあり暗くなっていれば書かなくても

良いかもしれない。どちらでも良い。（委員）

- 訓練を規定するのは難しいのではないか。（委員）
- 接触、譲り渡しの時間については、犬猫では、夜間に売らない事が規定されている。例えば20番も敢えて規定する必要もないのではないか。（委員）
- 書いても書かなくても良いのなら、書かないという方針で進めるのが基本かなと思う。基準とは別に運用指針を作るという話もあったので、基準側はミニマムなものにすべき。（委員）
- 顧客との接触において人員配置を具体化するか、についてはどうか。触れ合っている状況ということか。触れ合いにあっては〇人以上という書き方もできるのか。（委員）
- 触れ合い施設だけではなく、販売業者、貸し出し業者、展示業者なのでペットショップにおいても適用される。触れ合いにあっては〇〇という書き方も可能（事務局）
- 小さい動物は逃げられるが、触れ合い施設だと逃げられなかったりケガをしやすかったりする。員数規定の親規定でカバーできればいい。できていないのであれば、やはり人数がいればケアや監視ができるので、最低限の人数は必要だと思う。（委員）
- 触れ合いの場合は監視を付ける、という文言を盛り込むと良いのでは。（委員）
- 多頭飼育は起きているが犬猫ほど問題にされておらず、員数規定までは設けなくていいのではないかという話だった。一方、問題事例として、触れ合い時の不適切な問題があるので、その対応という意味で、ピン止めしておいた方がいいかと思う。（事務局）
- 他の小動物は随時似たような形で考えていただくとして、中大型の方は佐藤先生にお考えをお伺いしておきたい。論点5の清掃についてはどうか。（委員）
- 糞の量が多いので、すのこで飼うケースは日本は多くない。体の汚染の程度によって判断する。回数で規定するのは難しいと思う。すのこやケージで飼うというのは大動物ではあまりない。すのこで飼った場合は休めるような場所がないといけない。全面すのこは推奨されない。湿度はさほど調べられていないが、適温は各動物で調べられているので数値化できる。それ以上熱くなったりすれば過呼吸などになりストレスなので、数値化すべき。9番の昼夜に関する光環境の管理は、寝る時間帯を設けるということかと思う。10番の疾病・健康管理の部分は、動物の状態を記録するのが重要だと思うので、畜産で記録されている増体重や死亡率や疾病率等は、こちらでも記録するような項目があっても良いかと思う。12番も13番も、休息时间として、平均的な睡眠時間は調べられているのでそれを確保する必要がある。15番は、5-8時間連続して輸送をすると急激にストレス反応が出るのでそれを越す場合には休んで給餌・給水することが必要だと思う。国際規約では具体的な時間はないがそのように規定されている。16番の生涯出産回数と繁殖年齢上限は、畜産では健康で、高生産能力ならばめいっぱい繁殖させる。虚弱な子供が生まれるようになると繁殖させないというイメージである。親規定の範囲で良さそう。17番の健康および安全が損なわれる状態は、糞便スコア等の色々なスコアがあるので、そういうところでチェックして過度な場合を防ぐのが良い。18番の複数・単独飼育のところは、ヒツジは単独飼育を嫌がる。牛も単独飼育はあまりよくない。他の個体が見えるような状態にしてあげる必要がある。捕食・被捕食動物の近接展示について、ヒツジは犬が嫌い。畜産の場合は犬をなるべく使わないようにとされている。27番の訓練方法は、訓練されていなければならぬだろうが、過酷なものにならないようにするのが親規定にあるので、それで良いかもしれない。28番の接触に際しての人員配置だが、ヒツジは頭突きをすることがあり危険。ブタも噛みつく。監視する人が必要なのでそこは規定すべき。（委員）

（２）その他について

- （２）その他について、事務局からあるか。（座長）
- 特に無い。（事務局）

（まとめ）

- 時間が足りなかったので、これは絶対に入れた方が良くといったことも含めてもう一度資料を確認の上、必要があれば環境省に連絡を入れていただきたい。（座長）
- 今日は最後まで通しでご意見を頂戴することができたので、次のステップとしては、基準のどこを具体化したら良いかについて、意見出していただいたことを踏まえ、次に向けてこちらで準備を進めていく。（事務局）

以上